

議題(2)その他について

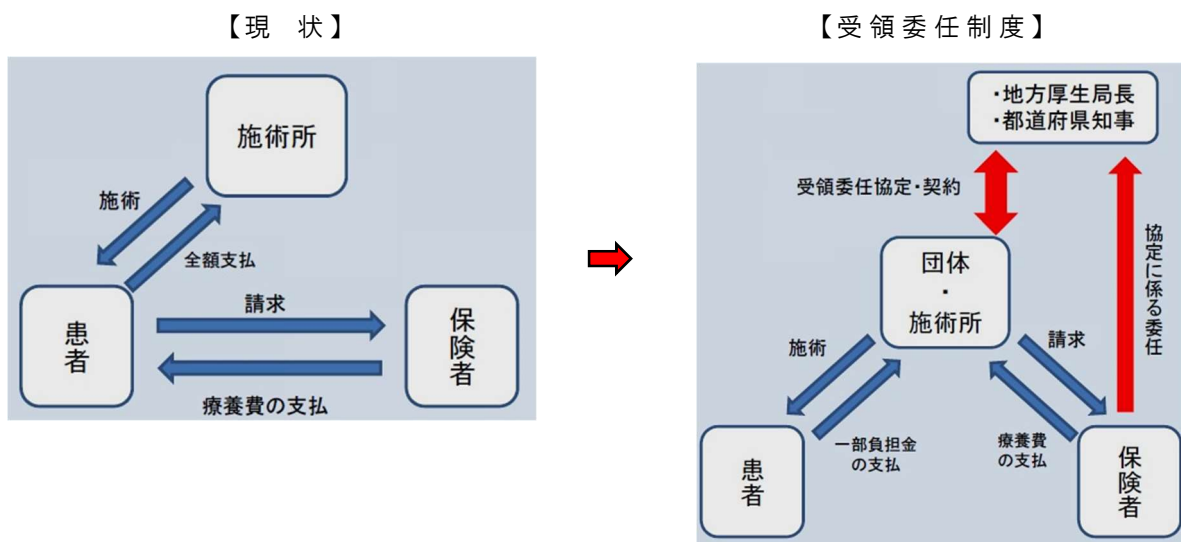
1 あんま・はり・きゅう（あはき）療養費受領委任制度について

①制度の変更概要

- ・療養費は被保険者へ現金給付（償還払い）が原則
※一旦全額を支払い、後日保険者負担分の還付を受ける方法。
- ・施術者への指導・監査を行うことができない

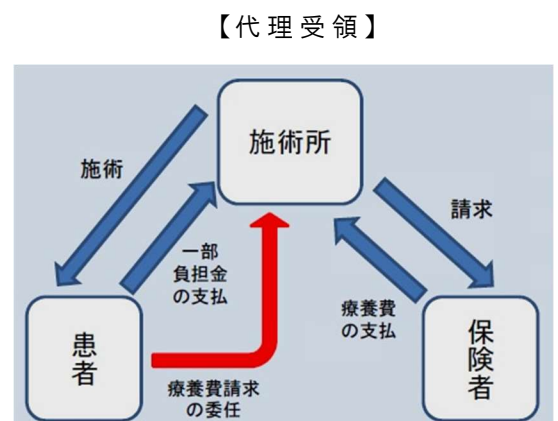


- ・窓口負担が保険適用後の3割、2割、1割になる（現物給付化）
※被保険者の保険適用後の窓口負担分だけ支払う方法。
- ・地方厚生局及び都道府県が指導・監査を行うことができるようになる



②市民、市にとっての影響

- ・愛知県では国保連合会を通じ代理受領を行っており、実質現物給付になっているため、受領委任制度に変更されても被保険者への影響はない。
- ・地方厚生局及び都道府県が指導・監査を行い、問題のあった施術者・施術所の受領委任を中止することができるため、不正・不当請求を抑止することができる。
- ・施術者への支払業務もこれまでと変更はなし。



2 運営協議会委員の任期について

- ・改正国民健康保険法施行令が平成30年4月1日に施行され、第4条に定められている運営協議会委員の任期が、2年から3年に変更された。
- ・今後の任期については、次回改選時（平成31年10月20日～）の任期を3年（平成34年10月19日まで）とする。